（五）新規開業中小企業者の参入への配慮

① 国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性にかんがみ、新規開業中小企業者の受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。

② 国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行う。

4　ダンピング防止対策等の推進

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていること等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講じる。

（一）適切な予定価格の作成

① 国等は、物件等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び労務費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

（二）低入札価格調査制度の適切な活用等

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、入札価格内訳書の徴収の徹底とともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。

③ 国等は、地方公共団体における工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

第二　中小企業者向け契約目標

国等は、上記第一に掲げる措置を講ずること等により、平成二十二年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業者向け契約の金額が、約三兆八千六百五十六億円、比率が、五十六・二％となるよう努めるものとする。

第三　官公需対策における政府一体の取組み

（一）方針の普及及び徹底等

国等は、本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会への参加等により得た中小企業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

（二）措置状況の通知及び情報の公表

国等は、上記第一の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

（三）地方公共団体の施策

中小企業庁は、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表することにより、地方公共団体の官公需施策の推進に資することとする。

（別　表）

平成２１年度中小企業者向け契約実績

（単位：億円）

各府省等名	官公需総実績額 (A)				中小企業者向け契約実績額 (B)				B／A (%)			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
衆議院	32	20	116	168	20	4	20	44	62.6	21.4	16.9	26.1
参議院	5	22	37	64	3	2	6	10	58.5	7.3	15.3	15.8
最高裁判所	46	130	128	304	29	56	41	126	64.0	43.4	31.7	41.6
会計検査院	3	[0.1]	5	8	2	[0.1]	2	4	78.0	61.8	35.7	49.8
内閣・内閣府	154	680	499	1,332	95	358	162	615	61.6	52.6	32.6	46.2
総務省	117	2	436	555	75	1	62	138	64.0	63.4	14.3	24.9
法務省	424	205	647	1,275	334	154	231	720	78.9	75.5	35.7	56.5
外務省	17	1	116	134	7	1	29	37	40.9	79.2	25.1	27.6
財務省	237	190	498	925	132	115	231	478	55.6	60.7	46.3	51.6
文部科学省	429	14	79	523	406	7	23	436	94.5	48.3	29.4	83.3
厚生労働省	736	193	842	1,771	544	104	391	1,039	73.9	54.2	46.4	58.7
農林水産省	124	1,530	983	2,637	95	1,116	723	1,935	76.6	73.0	73.6	73.4
経済産業省	18	11	120	150	12	4	67	84	68.9	33.1	56.0	55.8
国土交通省	1,252	21,343	6,279	28,874	514	12,881	2,280	15,674	41.0	60.4	36.3	54.3
環境省	11	66	221	299	8	41	80	129	70.7	61.6	36.3	43.2
防衛省	4,313	1,369	2,541	8,223	2,110	552	660	3,322	48.9	40.3	26.0	40.4
国計	7,918	25,776	13,547	47,242	4,386	15,397	5,008	24,791	55.4	59.7	37.0	52.5
公庫等計	12,631	9,326	9,722	31,679	8,044	3,982	5,115	17,141	63.7	42.7	52.6	54.1
国等計	20,550	35,103	23,269	78,921	12,430	19,379	10,123	41,932	60.5	55.2	43.5	53.1

(注1)　計の欄の金額は、各府省等から平成２１年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2)　括弧書（［　］）は、金額が５千万円未満であることを示す。